

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）の  
感染拡大防止の更なる徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止については、これまでも適切な対応をお願いしてきたところですが、このたび、熊本県内及び千葉県内において建設工事現場で現場作業に従事する者に感染者があることが判明しました。

つきましては、感染症対策の更なる徹底を図る観点から、貴団体及び傘下企業におきましては、不特定の人が訪れる可能性がある施設の出入口での消毒液の設置や、不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、職員及び来訪者への感染拡大防止に万全を期すとともに、営業所、事業所、工事現場、寮等においてもアルコール消毒液の設置や定期的な消毒等、感染予防の対応を再度徹底していただけますようお願いいたします。

なお、施工中の建設工事において、現場の従事者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人のほか、本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じていただくようお願いいたします。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

URL：[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）対策の更なる徹底について

先日来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止をお願いしているところですが、2月18日に開催された第11回新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添1のとおり総理指示がありました。

感染防止については、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）や時差出勤の取組が有効な対策となることから、貴団体及び傘下企業においては、可能な範囲でテレワークや時差出勤による勤務を認めるなど、これらの活用について特段のご配慮をいただくようお願いいたします。

また、本日（2月20日）厚生労働大臣より「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が発出されましたので、イベント等の主催者においては、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします（別添2参照）。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

URL：[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

## 令和2年2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言

「一昨日、第1回目の専門家会議が開催され、新型コロナウイルス感染症の医学的・科学的評価について、専門家の方々から様々な御意見を伺いました。

国内の発生状況について、感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況であり、患者が増加する局面を想定した対策が必要との見解が示されました。これを踏まえ、昨日、厚生労働大臣から、国民の皆様への御協力をお願いと、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を発表しました。

今後、感染の拡大を防止するためには、様々な場面で、国民の皆様の御協力をいただく必要があります。

まず初めに、国民の皆様にご心掛けていただきたいことは、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控えていただくことです。これはもちろん、御本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要です。生徒や従業員の方々が、休みやすい環境整備が大切であり、どうか御協力いただきたいと思います。テレワーク等も有効な手段です。

各大臣においては、そうした環境整備に向け、所管団体に周知を行うなど、丁寧に理解を得るよう努力をしてください。

また、人が密着するような大規模なイベントの開催等についても、専門家の御意見を聞いた上で、開催時期の見直しの必要性なども含め、国民の皆様への適切な情報提供を速やかに行ってください。

繰り返しになりますが、国民の皆様におかれましては、感染を予防するため、手洗いや咳（せき）エチケットなど、通常の季節性インフルエンザと同様の予防策を実施し、落ち着いて行動していただくようお願いいたします。特に、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人混みの多いところをできれば、避けていただくなど、感染予防に御注意いただくようお願いいたします。

引き続き、国内感染の拡大防止に向け、国民の皆様の不安を軽減できるよう、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めるとともに、各地の自治体とも一層緊密に連携して、検査・治療・相談体制の拡充強化に全力を挙げてください。」

(参考)

首相官邸ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第11回）

URL : [https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202002/18corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html)



## イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

事 務 連 絡  
令和2年2月17日

関係団体各位 殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）対策の徹底について

現在、国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、「国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなど、全省を挙げて対策を講じているところです。

本日、厚生労働省において、別添のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を発表し、国民に対して呼びかけを行ったことから、貴団体及び傘下企業におかれましても感染予防の対応を講じるようお願いします。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

## 日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



## 一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

### <都道府県の連絡欄>

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）の感染拡大の防止について

現在、国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、「国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなど、全省を挙げて対策を講じているところです。

第5回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月12日）において、以下のとおり大臣指示がありました。

つきましては、感染症対策の観点から、貴団体及び傘下企業においては、不特定の人が訪れる可能性がある施設の出入口での消毒液の設置や、不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、職員及び来訪者への感染拡大防止に万全を期すとともに、営業所、事業所、工事現場、寮等においてもアルコール消毒液の設置や定期的な消毒等、可能な範囲で感染予防の対応を講じるようお願いします。

[大臣発言（抜粋）]

4. 公共交通機関や集客施設など不特定多数の者が集まる施設における感染症対策の観点から、新幹線駅・主要な在来線駅の構内や空港ターミナル内における消毒液の設置に加え、中国本土から日本に運航して夜間駐機を行う本邦航空会社全機の機内消毒など、利用者の感染拡大防止に万全を期してください。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)



## 建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体

	団体名	郵便番号	事務所の所在地	電話	FAX
1	全国管工事業協同組合連合会	170-0005	豊島区南大塚 2-39-7 ヤマト大塚ビル 4階	5981-8957	3949-7351
2	(一社)日本空調衛生工事業協会	104-0041	中央区新富2-2-7 空衛会館3階	3553-6431	3553-6786
3	(一社)日本建設機械施工協会	105-0011	港区芝公園3-5-8 機械振興会館	3433-1501	3432-0289□
4	(一社)日本塗装工業会	150-0032	渋谷区鶯谷町19-22 塗装会館	3770-9901	3770-9980
5	(一社)全国建設業協会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階	3551-9396	3555-3218
6	(一社)日本左官業組合連合会	162-0841	新宿区払方町25-3 日左連会館	3269-0560	3269-3219
7	(一社)日本サッシ協会	105-0002	港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階	6721-5934	6721-5933
8	(一社)日本電設工業協会	107-8381	港区元赤坂1-7-8 東京電業会館4階	5413-2161	5413-2161
9	建設工業経営研究会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館5階	3551-4832	3551-4834□
10	(一社)海外建設協会	104-0032	中央区八丁堀2-24-2 八丁堀第一生命ビル7階	3553-1631	3551-1631
11	(一社)日本道路建設業協会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階	3537-3056	3537-3058
12	(一社)日本埋立浚渫協会	107-0052	港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階	5549-7468	3588-7439
13	(一社)鉄骨建設業協会	101-0032	千代田区岩本町1-3-3プロスパービル2階	5829-6124	5829-6125
14	(一社)日本建設組合連合	105-0003	港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル6階	3504-1515	3504-1415
15	(一社)全国中小建設業協会	104-0041	中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル2階	5542-0331	5542-0332
16	(一社)建設産業専門団体連合会	105-0001	港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館3階	5425-6805	5425-6806
17	建設業労働災害防止協会	108-0014	港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階	3453-8201	3453-3753
18	(一社)情報通信エンジニアリング協会	150-0033	渋谷区猿楽町3-3	3464-3211	3464-3216
19	(一社)日本橋梁建設協会	105-0003	港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル9階	3507-5225	3507-5235
20	(公社)全国鉄筋工事業協会	101-0046	千代田区神田多町2-9-6 田中ビル4階	5577-5959	3252-9170
21	(一社)プレハブ建築協会	101-0052	千代田区神田小川町2-3-13 M&Cビル5階	5280-3121	5280-3127
22	(一社)全国さく井協会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館4階	3551-7524	3551-7520
23	(一社)日本鳶工業連合会	105-0011	港区芝公園3-5-20 日鳶連会館	3434-8805	5472-5747
24	日本室内装飾事業協同組合連合会	105-0003	港区西新橋3-6-2 西新橋企画ビル8階	3431-2775	3431-4667
25	(一社)日本タイル煉瓦工事業工業会	162-0843	新宿区市谷田町2-29 こくほ21 5階	3260-9023	3260-9024
26	全日本板金工業組合連合会	108-0073	港区三田1-3-37 板金会館5階	3453-7698	3456-2781
27	(一社)日本エレベーター協会	107-0062	港区南青山5-10-2 第2九曜ビル	3407-6471	3407-2259
28	(一社)情報通信設備協会	104-0042	東京都中央区入船2-9-5 HKビル5階	5543-2250	5640-6599
29	(一社)全国建設産業協会	176-0011	練馬区豊玉上2-19-11 サンパーク豊玉2F-2B	3948-6214	3948-6214
30	(一社)全国クレーン建設業協会	104-0028	中央区八重洲2-7-9 相模ビル4階	3281-5003	3281-5004
31	(一社)日本造園建設業協会	113-0033	文京区本郷3-15-2 本郷二村ビル4階	5684-0011	5684-0012
32	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	105-0011	港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	3435-9411	3435-9413
33	(一社)日本機械土工協会	110-0015	台東区東上野5-1-8 上野富士ビル	3845-2727	3845-6556
34	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	103-0015	中央区日本橋箱崎町12-4 建設国保会館1階	5643-1065	5643-1067
35	(一社)日本シャッター・ドア協会	102-0073	千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル8階	3288-1281	3288-1282
36	(一社)全国建設室内工事業協会	103-0013	中央区日本橋人形町1-5-10 神田ビル	3666-4482	3666-4483
37	(一社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会	103-0025	中央区日本橋茅場町2-4-5 茅場町2丁目ビル3階	6231-1910	3662-3317
38	(一社)カーテンウォール・防火開口部協会	105-0002	港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階	6459-0730	6459-0731
39	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	162-0821	新宿区津久戸町4-6 第3都ビル	3260-2535	3260-2518
40	全国建具組合連合会	101-0042	千代田区神田東松下町42 東建ビル3階	3252-5340	3252-5330
41	(一社)日本保温保冷工業協会	111-0053	台東区浅草橋1-10-7 信成ビル3階	3865-0785	3865-0787
42	(一社)全国基礎工事業団体連合会	132-0035	江戸川区平井5-10-12 アイケイビル	3612-6611	3612-6202
43	全国建設業協同組合連合会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館4階	3553-0984	3553-0805
44	(一社)日本ウエルポイント協会	160-0003	新宿区本塩町23第2田中ビル9階	3226-6221	3226-6330
45	(一社)日本グラウト協会【旧:(社)日本薬液注入協会】	112-0004	文京区後楽1-1-2 春日ビル9階	3816-2681	3816-3588
46	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	173-0025	板橋区熊野町34-7 東京躯体会館	3972-7221	3972-7216
47	(一社)日本海上起重技術協会	103-0002	中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8階	5640-2941	5640-9303
48	(一社)日本造園組合連合会	101-0052	千代田区神田小川町3-3-2 マツシタビル7階	3293-7577	3293-7579
49	せんい強化セメント板協会	108-0014	港区芝5-15-5 泉ビル3階	5445-4829	5445-4756
50	(一社)日本建設業経営協会	135-0016	江東区東陽5-30-13 東京原木会館10F	6458-7291	5542-5559

## 建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体

	団体名	郵便番号	事務所の所在地	電話	FAX
51	全国浚渫業協会	103-0014	中央区日本橋蛸殻町1-28-9 ヤマナシビル3F	3661-3561	3661-3562
52	(一社)土地改良建設協会	105-0004	港区新橋5-34-4 農業土木会館	3434-5961	3434-1006
53	(一社)全国防水工事業協会	101-0047	千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル6階	3865-4359	5298-3795
54	(一社)日本基礎建設協会	104-0032	中央区八丁堀4-14-7 ウインド八丁堀ビル705号室	3551-7018	3551-9479
55	(一社)全日本瓦工事業連盟	102-0071	千代田区富士見1-7-9 東京瓦会館	3265-2887	3265-2903
56	(一社)日本型枠工事業協会【旧:(社)日本建設大工工	105-0004	港区新橋6-20-11新橋IKビル1階	6435-6208	6435-6268
57	(一社)全国ダクト工業団体連合会	170-0002	豊島区巣鴨3-3-1 Yビル2階	5567-0071	5567-0072
58	日本外壁仕上業協同組合連合会	151-0053	渋谷区代々木2-5-1 羽田ビル502	3379-4338	3374-3982
59	(一社)日本建築大工技能士会	101-0025	千代田区神田佐久間町1-14 第2東ビル9階	3253-8301	3253-8302
60	(一社)四国電気・管工事業協会	760-0018	香川県高松市天神前3-11 正栄興業ビル4階	087-863-4130	087-863-4131
61	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	101-0041	千代田区神田須田町1-13 藤野ビル7階	3254-0731	3254-0732
62	(一社)全国タイル業協会	461-0002	愛知県名古屋市中区代官町39-18 日本陶磁器センタービル	052-935-7941	052-935-4072
63	(一社)日本厨房工業会	106-0044	港区東麻布1-27-8 厨房機器会館	3585-7251	3585-0170
64	(一社)重仮設業協会	103-0014	中央区日本橋蛸殻町1-20-10 ダイアビル3階	3667-4816	3667-4817
65	(一社)日本計装工業会	101-0031	千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4階	5846-9165	5846-9166
66	全日本電気工事業工業組合連合会	105-0014	港区芝2-9-11 全日電工連会館1階	5232-5861	5232-6855
67	全国圧気工業協会	104-0033	中央区新川1-14-6第7アカギビル4階	3551-8669	3551-8689
68	(公社)日本エクステリア建設業協会	111-0052	台東区柳橋1-5-2 ツネフジビルディング5階	3865-5671	3863-7727
69	(一社)全国道路標識・標示業協会	102-0083	千代田区麹町3-5-19 にしかわビル6F	3262-0836	3234-3908
70	(一社)日本金属屋根協会	103-0012	中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル	3639-8954	3639-8932
71	(一社)斜面防災対策技術協会	105-0004	港区新橋6-12-7 新橋SDビル6F	3438-0493	3438-0803
72	(一社)全国建設産業団体連合会	105-0001	港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階	5473-1596	5473-8352
73	(一社)日本下水道施設業協会	104-0033	中央区新川2-6-16 馬事畜産会館2階	3552-0991	3552-0993
74	(一社)日本内燃力発電設備協会	105-0014	港区芝1-5-11 芝L'Sビル2階	5439-4391	5439-4393
75	(一社)日本建築板金協会	108-0073	港区三田1-3-37 板金会館5階	3453-7698	3456-2781
76	消防施設工事協会	102-0074	千代田区九段南3-5-6 スマイルビル2階	3288-0352	3288-0362
77	(一社)日本運動施設建設業協会	101-0032	千代田区岩本町2-4-7 小林ビル4階	6683-8865	3864-0680
78	全国圧接業協同組合連合会	111-0053	台東区浅草橋3-1-1 UFビル6 7階	5821-3980	5821-3980
79	(一財)中小建設業住宅センター	169-0075	新宿区高田馬場2-7-15 全建総連会館内	3200-6221	3209-0538
80	全国マステック事業協同組合連合会	150-0032	渋谷区鶯谷町19-22 塗装会館	3496-3861	3496-6747
81	全国ポンプ・圧送船協会	103-0024	中央区日本橋小舟町6番3号松原建設(株)内	6810-9753	6810-9754
82	全国板硝子工事協同組合連合会	103-0007	中央区日本橋浜町2-38-9 浜町TSKビル601号室	6413-6222	6413-6223
83	(一社)日本屋外広告業団体連合会	130-0014	墨田区亀沢1-17-14 屋外広告会館	3626-2231	3626-2255
84	(一社)日本家具産業振興会	102-0072	千代田区飯田橋2-9-4 サンパークマンション千代田301	3261-2805	3261-2802
85	(公社)全国解体工事業団体連合会	104-0032	中央区八丁堀4-1-3 安和(宝町)ビル6階	3555-2196	3555-2133
86	(公社)日本推進技術協会	135-0047	江東区富岡2-11-18 西村ビル3階	5639-9230	5639-9215
87	日本建設インテリア事業協同組合連合会	102-0083	千代田区麹町3-5 柳田ビル4階	3239-6551	3239-6552
88	(一社)日本ウレタン断熱協会	103-0013	中央区日本橋人形町1-10-6日本橋SDビル5階	3667-1075	3667-1076
89	(一社)日本配管工事業団体連合会	110-0015	台東区東上野1-13-10 小宮山ビル4階	6803-2563	6803-2564
90	(一社)ビルディング・オートメーション協会	104-8127	中央区銀座2-13-20 東武ハイライン銀座ビル502号	3248-0889	5796-0795
91	(一社)日本トンネル専門工事業協会	105-0003	港区西新橋1-9-1プロドリー-西新橋9階	5251-4150	3591-3550
92	(一社)日本アンカー協会	101-0061	千代田区三崎町2-9-12 弥栄ビル5F	5214-1168	5214-1169
93	(一社)日本ツーバイフォー建築協会	105-0001	港区虎ノ門1-16-17 虎ノ門センタービル8階	5157-0834	5157-0832
94	(一社)日本木造住宅産業協会	106-0032	港区六本木1-7-27全特六本木ビルWEST棟2階	5114-3010	5114-3020
95	(一社)日本潜水協会	105-0004	港区新橋3-4-10新橋企画ビル5階	6858-0103	6858-0104
96	(一社)全国特定法面保護協会	105-0004	港区新橋5-7-12丸石新橋ビル3階	3437-2588	3437-2566
97	(一社)日本在来工法住宅協会	108-0074	港区高輪2丁目14番地18号グレイス高輪207	6408-0285	6408-0286
98	ダイヤモンド工事業協同組合	108-0014	港区芝5-13-16 三田文銭堂ビル2階	3454-6990	3454-6991
99	(一社)日本建設業連合会	104-0032	中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8階	3553-0701	3552-2360
100	(一社)フローリング協会	134-0015	江戸川区西瑞江4-21-7	5661-7801	5879-6341

## 建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体

	団体名	郵便番号	事務所の所在地	電話	FAX
101	(一社)全日本漁港建設協会	104-0032	中央区八丁堀3-25-10 JR八丁堀ビル5階	6661-1155	6661-1166
102	(一社)マンション計画修繕施工協会	105-0003	港区西新橋2-18-2 新橋NKKビル2階	5777-2521	5777-2522
103	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	162-0821	新宿区津久戸町4-6 第3都ビル	3260-2545	3260-2518
104	(一社)全国建行協	101-0046	千代田区神田多町2-11 第19岡崎ビル6F	5295-0707	5295-0707
105	(一社)樹脂舗装技術協会	103-0025	中央区日本橋茅場町2-17-5 第3高野ビル4階	3249-9841	3249-9765
106	(公財)建設業適正取引推進機構	102-0076	千代田区五番町12番地3 五番町YSビル3階	3239-5061	3239-5063
107	(一社)送電線建設技術研究会	101-0047	千代田区内神田2丁目3番6号 楓ビル4階	3253-6200	3253-6220
108	日本発破工事協会	103-0006	中央区日本橋富沢町8番地6号 ユニゾ日本橋富沢町ビル4	3668-1501	5644-8750
109	(一社)全国中小建設工事業団体連合会	103-0015	中央区日本橋箱崎町12番4号	5651-7301	5640-6055
110	(一社)コンクリートパイル・ポール協会	105-0013	港区浜松町2-7-15 日本工築2号館3F	5733-5881	3433-5414
111	全国建設労働組合総連合	169-0075	新宿区高田馬場二丁目7番15号	3200-6221	3209-0538